

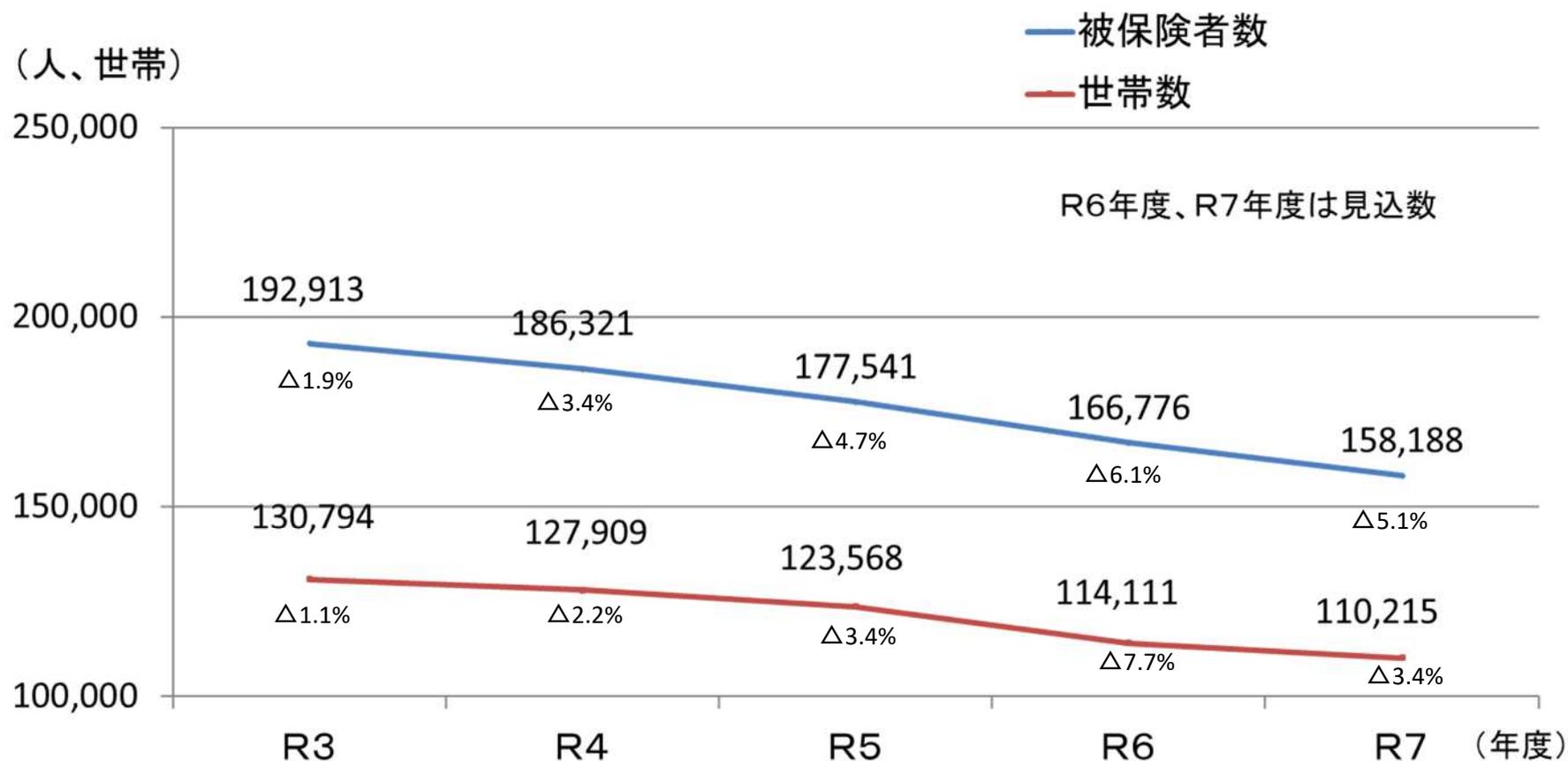
議題

令和7年度 北九州市国民健康保険事業の運営について

目次

- 被保険者数・世帯数の推移 . . . P1
- 一人当たり保険給付費の推移 . . . P2
- 福岡県の令和7年度納付金算定について . . . P3
- 北九州市の令和7年度納付金額 . . . P4
- 令和7年度標準保険料率等 . . . P5~P9
- 令和7年度国民健康保険特別会計予算案 . . . P10~P11
- 条例・規則等の改正 . . . P12~P14
- 令和6年度中の主な取組み(報告) . . . P15

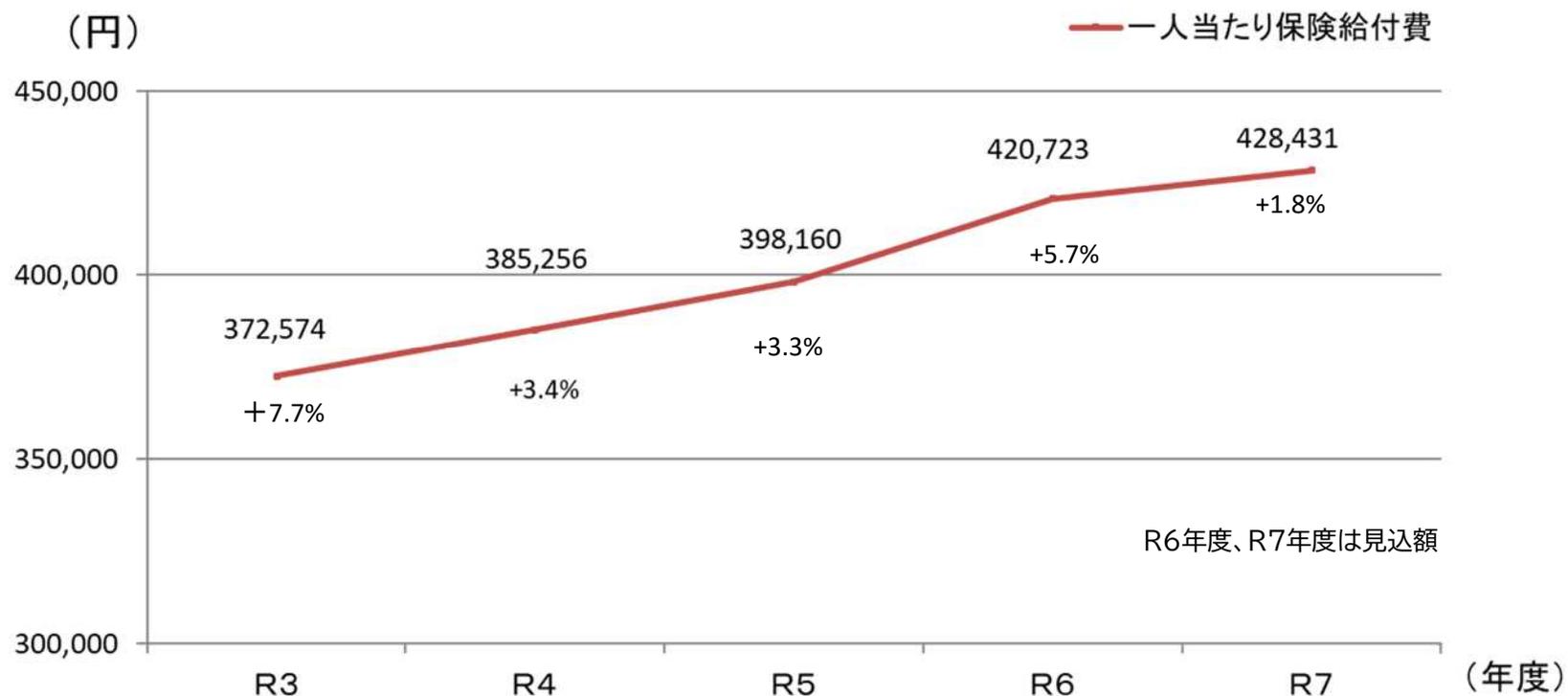
被保険者数・世帯数の推移



ポイント

後期高齢者医療制度(75歳以上)への移行及び被用者保険の適用拡大などの影響により、被保険者数は引き続き減少。

一人当たり保険給付費の推移



ポイント

被保険者の高齢化及び医療の高度化等により、今後も保険給付費の高い状態が継続することが想定される。

福岡県の令和7年度納付金算定について

厚生労働省が示した確定係数を基に、福岡県において、令和7年度納付金の算定を行った。

【主な変動要因(対前年度)】

<歳入>

- ・ 前期高齢者交付金は18億円の増加(約1.4%増)
- ・ 定率国庫負担金は40億円の減少(約4.3%減)

<歳出>

- ・ 被保険者数は約24,000人減少(約2.6%減)
- ・ 保険給付費は77億円減少(約2.2%減)
- ・ 後期高齢者支援金等は20億円の減少(約3.0%減)
- ・ 介護納付金は10億円の減少(約4.6%減)

北九州市の令和7年度納付金額

- 医療分 16,777,822,839円
(前年度比 Δ 283,873,333円)
- 後期高齢者支援金分 5,318,972,353円
(前年度比 Δ 321,310,150円)
- 介護納付金分 1,702,678,407円
(前年度比 Δ 73,899,818円)

北九州市納付金合計 23,799,473,599円
(前年度比 Δ 679,083,301円)

令和7年度標準保険料率

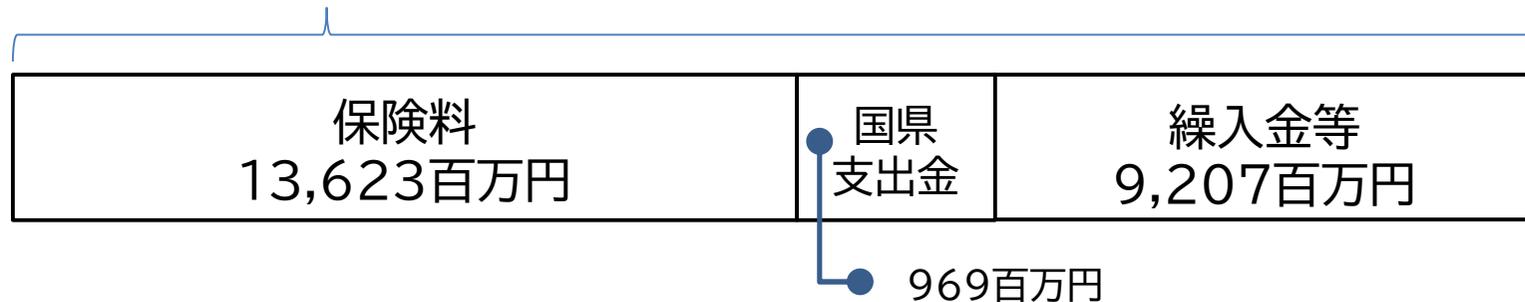
		福岡県標準保険料率	市町村標準保険料率	【参考】 令和7年度 北九州市保険料率(案)
設定条件		保険料が県内均一化された 場合の保険料率 国のガイドラインに基づき2 方式で算定	左欄との違いは、県内均一化 されるまでの間、所得水準と 医療費水準を考慮して算定	
応能:応益		45:55	45:55	47:53
予定収納率		—	90.98%	90.98%
医療分	所得割	7.64%	7.47%	5月決定
	均等割	46,714円	28,181円	23,550円
	平等割	—	28,277円	27,160円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.98%	2.91%	5月決定
	均等割	17,989円	10,860円	9,590円
	平等割	—	10,897円	11,060円
介護納付金分	所得割	2.52%	2.44%	5月決定
	均等割	18,367円	11,143円	9,620円
	平等割	—	8,538円	8,290円

納付金等の財源

- 国民健康保険の収入及び支出は、国民健康保険法第10条に基づき、特別会計を設置し、運営。
- 市が負担する納付金の財源については、保険料、国県支出金と繰入金等で賄うことが原則。

【令和7年度納付金の財源内訳】

国保事業費納付金23,799百万円



令和7年度 保険料算定 (一人当たり保険料(見込み))

(円)

	医療分 (対前年度)	後期高齢者支援金分 (対前年度)	介護納付金分 (対前年度)	合計 (対前年度)
令和5年度	57,500 (+2,517)	23,017 (+2,440)	23,387 (+843)	103,904 (+5,800)
令和6年度	58,604 (+1,104)	24,623 (+1,606)	24,546 (+1,159)	107,773 (+3,869)
令和7年度 (案)	59,994 (+1,390)	24,418 (▲205)	24,497 (▲49)	108,909 (+1,136)

ポイント

支援金分、介護分は令和6年度から減少。医療分は一人当たり保険給付費が、増加していることから3年連続で増加しているものの、福岡県が令和5年度決算剰余金を活用したこと等により、保険料の上昇幅は抑制された。

令和7年度 保険料率(見込み)

- 保険料率とは、保険料を計算するための基礎となる額・率

均等割額 = 保険料賦課総額×30%÷被保険者数

平等割額 = 保険料賦課総額×23%÷世帯数

所得割率 = 保険料賦課総額×47%÷前年被保険者総所得金額

※保険料賦課総額 = (一人当たり保険料×被保険者数) + 軽減・減免額

区分	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率
R6	23,170 円	27,140 円	8.20%	9,700 円	11,370 円	3.51%	9,660 円	8,400 円	3.14%
R7	23,550 円	27,160 円	5月 決定	9,590 円	11,060 円	5月 決定	9,620 円	8,290 円	5月 決定
増減	+380円	+20円	-	▲110円	▲310円	-	▲40円	▲110円	-

※参考: R5とR6の比較(増減額)

増減	+830円	+780円	+0.25%	+770円	+830円	+0.25%	+500円	+320円	+0.10%
----	-------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	--------

令和7年度 モデル保険料の試算

※ この保険料は、令和6年度賦課時点の所得割率で試算したものであり、
令和7年度の保険料算定時には変動する。

単位：円

区分		R7	R6	増減	備考
年金収入世帯 (65歳以上)	①年収100万円	21,380	21,410	▲30	7割軽減
	②年収200万円	107,260	107,140	120	5割軽減
年金収入世帯 (65歳以上夫婦)	③年収300万円	277,160	276,380	780	軽減なし
	④年収200万円	187,790	187,590	200	2割軽減
給与収入世帯 40歳未満夫婦 子どもなし	⑤年収300万円	290,680	290,430	250	軽減なし
	⑥年収200万円	167,430	167,110	320	5割軽減
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児0人)	⑦年収300万円	330,840	330,350	490	2割軽減
	⑧年収400万円	480,440	479,840	600	軽減なし
	⑨年収200万円	159,100	158,890	210	5割軽減
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児1人)	⑩年収300万円	317,580	317,200	380	2割軽減
	⑪年収400万円	463,860	463,400	460	軽減なし
	⑫年収200万円	150,810	150,670	140	5割軽減
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児2人)	⑬年収300万円	304,320	304,050	270	2割軽減
	⑭年収400万円	447,280	446,960	320	軽減なし

※ ①は、「7割軽減」、②・⑥・⑨・⑫は「5割軽減」、④・⑦・⑩・⑬は「2割軽減」

令和7年度 国民健康保険特別会計予算案

歳入

(単位:百万円)

項目	令和7年度	令和6年度	増減	主な増減理由
保険料	14,073	14,809	△736	被保険者数の減
国・県支出金	69,112	71,458	△2,346	保険給付費等交付金の減
一般会計繰入金	11,448	11,395	+53	—
繰越金	57	57	0	—
その他	141	151	△10	—
合計	94,831	97,870	△3,039	—

令和7年度 国民健康保険特別会計予算案

歳出

(単位:百万円)

項目	令和7年度	令和6年度	増減	主な増減理由
保険給付費	68,314	70,715	△2,401	被保険者数の減
国保事業費納付金	23,799	24,479	△680	被保険者数の減
保健事業費	799	806	△7	—
その他	1,919	1,870	+49	—
合計	94,831	97,870	△3,039	—

条例・規則等の改正

●賦課限度額の引上げ

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年2月上旬公布予定)により、賦課限度額の合計額が106万円から109万円に引上げられる。

【概要】

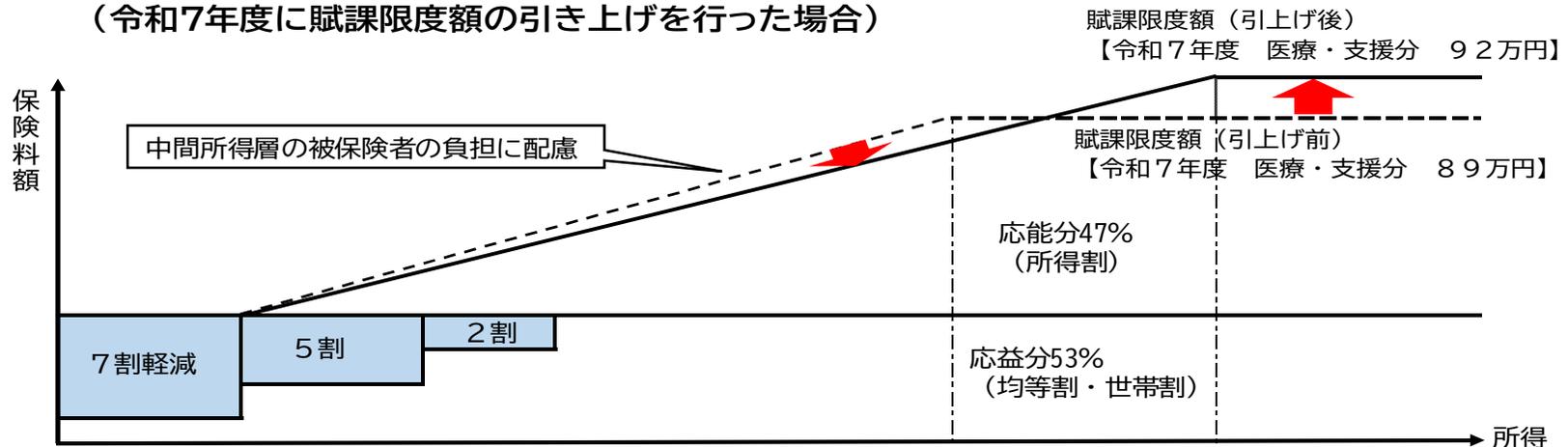
国民健康保険料の賦課限度額については、被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額を超える世帯の割合を被用者保険(標準報酬月額の高等級の割合が全被保険者の0.5%~1.5%)と同等の1.5%に近付けるため、政令を改正し、医療分1万円及び後期高齢者支援金分2万円を引き上げ、保険料負担の公平性を図る。

【賦課限度額の引上げ】

限度額引上げ	医療分	支援分	介護分	合計
引上げ前(令和6年度)	65万円	24万円	17万円	106万円
引上げ後(令和7年度)	66万円	26万円	17万円	109万円

<引上げイメージ>

(令和7年度に賦課限度額の引き上げを行った場合)



●軽減対象世帯の拡充

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年2月上旬公布予定)により、低所得者に対する軽減判定所得基準が上げられる。

【概要】

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5千円から56万円に拡充する。

軽減割合	改正前(現行)	改正後
5割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円) +(29.5万円×世帯の被保険者数)	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円) +(30.5万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円) +(54.5万円×世帯の被保険者数)	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円) +(56万円×世帯の被保険者数)

その他の制度改正

●高額療養費制度の見直しについて

○セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めたすべての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、令和7年8月から高額療養費の自己負担限度額の引上げを行う。

○また、令和8年8月に、各所得区分(住民税非課税を除く)を3区分に細分化し、同月及び令和9年8月の2段階に分けて、それぞれの所得に応じて、自己負担限度額の引上げを行う。

○各所得区分ごとの自己負担限度額は別添のとおり。

令和6年度中の主な取組み(報告)

●マイナ保険証の利用状況(報告)

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行した。

※北九州市国民健康保険で発行済みの保険証は、内容に変更がない限り、記載されている有効期限(原則、令和7年7月末)まで使用可能。

- 1 マイナ保険証利用登録件数(令和7年1月現在)
104,258人(約62.6%)
- 2 マイナ保険証利用登録解除の申請件数(令和6年12月末現在)
北九州市国民健康保険では、令和6年11月から利用登録解除申請の受付を開始
152件(11月 98件、12月 54件)
- 3 マイナ保険証の利用率(令和7年1月現在)
25.67% 参考:全国平均 23.21%